

平成 2 7 年第 2 回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 6 月 1 6 日～6 月 2 6 日：1 1 日間）

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6 月 1 6 日	火	開 議 午前 1 0 時			1. 会期の決定 2. 決議案第 1 号 3. 議会人事 4. 同意案第 1 号～第 2 号 5. 承認第 4 号～第 7 号 6. 第 2 9 号議案～第 3 1 号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6 月 1 7 日	水	休 会			
6 月 1 8 日	木	開 議 午前 1 0 時			1. 一般質問 2. 承認第 4 号～第 7 号 3. 第 2 9 号議案～第 3 1 号議案 [質疑・討論・採決・委員会付託]
6 月 1 9 日	金	休 会			
6 月 2 0 日	土	休 会			
6 月 2 1 日	日	休 会			
6 月 2 2 日	月	休 会		委員会	
6 月 2 3 日	火	休 会		委員会	
6 月 2 4 日	水	休 会		委員会	
6 月 2 5 日	木	休 会			
6 月 2 6 日	金	開 議 午前 1 0 時			1. 承認第 3 号 2. 第 2 9 号議案～第 3 1 号議案 3. 意見書案第 6 号～第 1 0 号 4. 議会人事 5. 追加議案 「 委員長報告・議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 2 回中間市議会定例会

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、3 月 6 日、2 0 日、4 月 1 0 日、5 月 1 8 日、2 2 日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成 2 6 年度 1 2 月分～2 月分 |
| (2) 水 道 事 業 会 計 | 平成 2 6 年度 1 1 月分～1 月分 |
| (3) 病 院 事 業 会 計 | 平成 2 6 年度 4 月分～1 1 月分 |

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を、3 月 6 日、2 0 日、4 月 1 0 日、5 月 1 日、1 8 日、6 月 1 日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 市 民 課 | 平成 2 5 年度
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～1 1 月) |
| (2) 総 務 課 | 平成 2 5 年度
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～1 1 月) |
| (3) 財 政 課 | 平成 2 5 年度
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～1 2 月) |
| (4) さ く ら 保 育 園 | 平成 2 5 年度
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～1 2 月) |
| (5) 議 会 事 務 局 | 平成 2 5 年度
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～平成 2 7 年 2 月) |
| (6) 世 界 遺 産 推 進 室 | 平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～平成 2 7 年 2 月) |
| (7) 契 約 課 | 平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 1 0 月～平成 2 6 年 3 月)
平成 2 6 年度 (平成 2 6 年 4 月～平成 2 7 年 2 月) |

3. 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 6 年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を、6 月 1 日付で市長から受領した。

4. 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、中間市土地開発公社の経営状況を説明する

書類を、6月1日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社決算審査意見書
- (2) 解散年度中間市土地開発公社決算書

5. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、6月9日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

・事故の概要 事故発生日時 平成26年12月8日 午前11時頃
事故の発生場所 中間市大字垣生字八廣428番地（垣生公園代表地番）
事故の状況 作業所敷地内に剪定屑を投棄するため、後進で進入したところ場内のプレハブに左後部を当てたもの

・損害賠償の額 101,520円

- (2) 訴えの提起について

・相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

・訴えの趣旨 住宅新築資金等貸付金の支払を請求するもの

- (3) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方

[REDACTED]

・事故の概要 事故発生日時 平成27年5月1日午後0時55分ごろ
事故の発生場所 福岡市東区箱崎六丁目12番15号
事故の状況 市職員が福岡市役所で開催される会議への出席前に昼食を取るために、公用車を店舗駐車場内に駐車しようとして後退したところ、事故発生場所に駐車中であった本件事故の相手方が所有する自動車に接触し、当該車両を破損させたもの

・損害賠償の額 129,868円

(意見書の提出)

平成２７年３月２５日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (１) ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- (２) ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- (３) 生産者米価暴落に対する緊急対策を求める意見書

平成27年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年6月16日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年6月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 決議案第1号 植本種實副議長に対する不信任決議
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 常任委員の所属変更
- 日程第 4 同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号))
(日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(中間市市税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(日程第7～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第29号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算(第1号)
(日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第30号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第31号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	19 番	米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	柴田精一郎君
総合政策部長	………	藤崎 幹彦君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	濱田 孝弘君			
環境上下水道部長	………				久野 裕彦君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君			
世界遺産推進室長	………				安永日出男君
課税課長	………				貞末 孝光君
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
都市整備課長	………	間野多喜治君	産業振興課長	………	船津喜久男君
教育総務課長	………	田中 英敏君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	船元 幸徳君
書 記	熊谷 浩二君	書 記	池田 恭君

午前 9 時56分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

皆さん、おはようございます。世界文化遺産登録を目指す明治日本の産業革命遺産のイコモス勧告についてご報告申し上げます。

本市土手ノ内に所在いたします遠賀川水源地ポンプ室を含む明治日本の産業革命遺産は、5月4日にユネスコ世界遺産委員会の諮問機関でありますイコモスから世界遺産一覧表への記載との大変うれしい勧告がなされました。

また、遠賀川水源地ポンプ室をはじめ、全国23の構成遺産全てが認められるなど、本市のみならず世界遺産登録に向けて、ともに連携し、取り組んできた8県10市の自治体にとりましても、大変喜ばしい結果となりました。

正式な登録は、今月28日から7月8日まで、ドイツのボンで開催されます世界遺産委員会で決定いたします。

本市といたしましては、今後も国、関係自治体と連携し、世界遺産登録を目指してまいります。

また、正式に登録が決まれば、遠賀川水源地ポンプ室を人類の宝として守っていく責務を負うこととなりますが、世界遺産都市として国内外に誇れるまちづくりを進めていく所存でございます。

世界遺産登録を契機とした活気あるまちづくりのため、議会の皆様方のご協力とご支援をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成27年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

去る4月3日、片岡誠二氏が福岡県議会議員選挙に立候補されたことに伴い、公職選挙法第90条の規定により、同日、中間市議会議員の職を自動失職いたしましたので、ご報告いたします。

他の報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から 6 月 26 日までの 11 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 11 日間と決しました。

日程第 2. 決議案第 1 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 2、決議案第 1 号植本種實副議長に対する不信任決議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、植本種實君の退席を求めます。

（副議長退席）

○議長（堀田 英雄君）

提案理由の説明を求めます。下川俊秀君。

○議員（16 番 下川 俊秀君）

提案理由の説明をいたします。

先日、一般社団法人新鮮市場さくら館理事有志一同より、我々各議員に要望書が郵送されてまいりました。その要望書の中身を見ておきますと、当議会の副議長である植本議員が、さくら館の管理運営について不当介入し、さくら館が大変迷惑をこうむっていると、何とかしていただきたいというような内容でありました。

その要望書を読ませていただきます。平成 23 年 4 月にオープンした新鮮市場さくら館は、議員の皆様をはじめ関係者の方々のご尽力により、これまで大変多くのお客様に愛されてまいりました。買い物にお困りの地域の皆様に商品をご提供すること、そして人が集まるような場所をと市によって整備していただいた当館の設立の経緯から、私どもは利益を追求する中にも公益性を忘れず、お客様によりよい品をより安くご提供できるよう、理事、従業員ともども微力ながら力を尽くしてきたところでございます。

しかし、下記のような店舗経営への過度な介入を植本種實先生からたびたびお受けしており、このことが私どもの受容できる範囲を超えてきていることから、今回、議員の皆様にお知らせすることを決意したところであります。

採用への口利きについて。1 人目、60 代男性、入社後四、五日で退社。退社理由は「店長で来たのに、その扱いをしなかった」とのこと。しかし、さくら館としては店長で入れたつもりは全くなく、きちんと事前に説明していた。2 人目、60 代女性事務員。面接時に「先生に言われてから来たけど、本当は働けない、時間がない」と言われた。3 人

目、60代男性。これも「先生に言われたから来た、午前中だけなら」と言われた。4人目、30代女性事務。現在、入社しているが、この方は先生のめいっこ。5人目、さらに連れてこようとしたため、「もういいかげんにしてください」と言って断った。

品ぞろえへの要望について。日用雑貨を置いてくれと言われ、「店内が狭いので今は無理です」と回答したら、怒って帰っていった。すると、その後、各方面から「代表理事が好き勝手にしているから、やめさせないといけないと言われて困っている」と、あちらこちらで聞いた。

経営に不十分なところも多いのは十分承知しておりますが、私どもも自分の店舗に誇りを持って、経営努力を行っています。にもかかわらず、全て思い通りにならなかったからといって、そのように言われるなど、大変心外です。そればかりか、市内の川島商店という会社と組み、来年に契約更新時期を迎えるさくら館の指定管理をその会社にさせるという話を進めておられるとの話も耳にしております。

先日、堀田議長が政治倫理条例に抵触するのではないかと報道されたことがありますが、議会の副議長が地位による影響力を背景に、私的な都合と要望をさくら館に押しつけ、私物化することも許されるということなののでしょうか。

議員の皆様におかれましては、これらの事実を十分にしんしゃくしていただき、適切な対処をしていただけることを強く要望いたします。平成27年4月30日、中間市議会議員各位。一般社団法人新鮮市場さくら館代表理事笹田学、理事黒石康一郎、理事椎葉喜美男。

この要望書が5月の連休明け、5月7日の日に、私の手元に届きました。その後、5月14日の各会派の代表者会議の中で、この問題が問題提起され、議会で取り上げるべき問題ではないかという意見が出されました。私も当然、これは議会で取り上げるべき問題であり、事実確認して真相を究明しなければならないと提言いたしました。

しかし、ある議員から強固な反対があり、こういうことは議会で取り上げるべき問題ではない、議員が個人で行うことだと、市民の声を無視して、不問にすべき、臭いものにふたをせよと言わんばかりの発言でありました。

また、他の議員からも突然にこういうものが送ってきて、当事者から何の連絡もないと、大変迷惑をしているというような発言もありました。

私は、このさくら館の理事とは面識はありません。しかし、我々議会は住民の代表機関であります。市民の声を真摯に受けとめ、特に行政と関係のある問題については、積極的に問題解決に尽力するのが、我々議員に課せられた責務であります。

その見返りとして、主権者である市民の皆様から税金の一部で報酬をいただいているわけであります。当事者である植本議員は、「私は頼まれたから人を紹介しただけだ」と、さくら館の理事との話し合いを我々の前ですることをかたくなに拒否いたしております。そのような人を私は副議長として認めるわけにいかない。そのために今回、副議長不信任

決議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、個人的な人間関係にとらわれることなく、市民の声を無視することなく、公正なご判断をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

1点、ちょっとお伺いしたいと思います。

今、要望書、理事有志——理事の方々の要望書を読み上げていましたが、この中でこういうふうに言ってますよね。「市内の川島商店という会社と組み、来年に契約更新時期を迎えるさくら館の指定管理をその会社にさせるという話を進めておられるとの話を耳にしております」と、こういう推測をここの要望書の中に述べてるわけですね。

ところが、提案理由の中で、これが一転こんなになってます。「指定管理先の交代について、裏で話を進めるなど」と、進めるということで、断定をしてるわけです。あたかも事実であるかのように断定をしております。

こういうふうに断定をするからには、いわゆる不信任決議ということになると、これは議員にとっても重い内容でもあります。

ですから、こういうことについては、きちっと根拠を示したものでなければならないと、私は思います。そういう事実があるならば、まずそういうことをきちっと示して、いきなりこういう何ですか、不信任決議ということではなくて、もっと別の機関があるはずであります。そういうところで、まず審査をしなければならないと思います。

もう一点は、さきの代表者会議の中で、植本副議長はこういう事実はない、そのために自分の名誉を毀損されたと、警察に訴えたと、既に司法の手に委ねたということも代表者会議の中で明らかにされました。

そのことを受けて、さらにこういうような不信任決議を出すというからには、それなりのきちんとした理由がなければならないと、いわゆる推測ではなくて、事実どうなのかという点が示されなければならないと思いますが、その点についてどうなのか、そういう事実があったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（16番 下川 俊秀君）

私は何も言うことはありません。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて質疑を終結いたします。

本件について、植本種實君から地方自治法第117条の規定により、発言したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、植本種實君の発言を許可することに決しました。

植本種實君の入場を許可します。

(植本種實君入場)

○議長(堀田 英雄君)

植本種實君の発言を許可します。

○議員(2番 植本 種實君)

私は、植本種實でございます。貴重な会議中に、私の発言の場をいただきありがとうございます。

早速、本題に入らせていただきます。この要望書なるものは、直接、私のもとに来ていません。堀田議長さんのものを読ませていただきました。3名の理事の署名捺印がありますので、私の責任、植本の責任で私の考えを述べさせていただきます。

第1に、店舗経営への過剰な介入とありますが、そんなことはありません。さくら館を考える会などで意見を述べたことはありますが、それは議論の一つであります。

次に、採用への口利きについては、だれかいい人がいたら紹介してくださいと言われたから紹介しましたが、採用については理事会で決めたはずであります。私は何ら関与してません。

3番目に、品ぞろえについては、日用雑貨を置いてくれとの市民の要望を伝えました。店が狭くて場所がないと理事長が言われましたので、関係部署で協議するとなっております。

4番目に、市内の業者と組んでさくら館の指定管理を受け、さくら館を植本が私物化しようとしてると書いてありますが、そんなことは毛頭考えていません。また、できるものでもありません。さくら館の指定管理は、来年3月31日にきますが、その後どうするかは、執行部の提案があり、議会の同意があつてこそ初めて決することです。このことは、議員各位も十分ご理解のことと思います。

私がさくら館を私物化しようというのは、根も葉もない事実無根の話であります。大変失礼であります。

最後になりますが、私はこれからも市民のために、公平無私に副議長としての職務に励む決意であります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（堀田 英雄君）

植本種實君の退席を求めます。

（植本種實君退席）

○議長（堀田 英雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

決議案第1号植本種實副議長に対する不信任決議案に反対討論をさせていただきます。

この不信任決議案は、植本副議長が政治倫理条例に抵触したことを指して出されたものと思われま

す。政治倫理条例第1条、市議員は市民全体の奉仕者として、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めると書いてあります。

第2条1項には、常に市民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうような行為をしないこととあります。

同条4項には、市が行う請負契約、委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者の推薦、もしくは紹介をしないこと。

同条第5項には、市職員採用に関して、推薦もしくは紹介をしないこととあります。

また、18条には、市議員及び配偶者及び1親等の親族は、市が行う請負契約及び委託契約並びに物品納入契約を辞退しなければならないとあります。

これらは、すべて抽象的表現が多く使われ、罰則規定もない、努力規定の条文です。しかも、本人、配偶者、1親等までしか抵触しません。

昨年12月議会におきまして、議長に対する不信任決議に続く、今回の植本副議長に対する不信任決議案の提出があり、この条文のこの条例の重さをだれもが痛感した機会でありました。この機会に、この中間市政治倫理条例を早急に改め、抽象的表現をやめ、禁止項目を明確にし、罰則規定をしっかりとつけ加えるとともに、1親等までではなく6親等まで拡大すべきであります。

さて、決議案内容につきましては、まず店員採用の口利きの件につきまして、あたかも植本副議長が主体的にさくら館に対して、強要ともとれる指摘ですが、話の発端はさくら館理事長側よりよい人がいれば紹介してほしいとの申し出に対し応えたものであります。その際に、採用については関与しておらず、採用の是非は理事会で決定されたはずであり

ます。つまりそこには植本副議長の意思や意図は反映されておらず、何ら問題となるべき点ではありません。

次に、さくら館における品ぞろえや店のレイアウトについて、強要したように指摘されておりますが、植本副議長は市民よりさくら館に日用品まで置いてあると利便性が高いので、ぜひ置いていただきたいとの市民の要望にこたえるべく申し入れを行っただけであり、何ら強要したものではありません。その証拠にこの問題は、関係部署と協議することになっております。

次に、さくら館指定管理業者選定に関する件については、全く根も葉もない事実無根の言いがかりとしか言いようがありません。要望書には実名で業者名が記載されておりましたが、何の根拠も証拠もなく、どこのだれが言い出したのかわからないことをあたかも事実のように文書にて提出すること自体、その業者及び植本副議長に対する誹謗中傷、名誉毀損と言わざるを得ません。

事実、さくら館の今後の運営に関しては、執行部の提案、議会の同意をもって決定する事項であり、副議長とはいえ、一議員が口出しできる問題ではないことは、ここに出席する議員が一番よく理解していると思われま

す。最後に、この指摘については、内容の正確性、信憑性、想像や推測の域を脱し得ない内容であり、事実無根でありますし、何より第三者による客観的事実もない以上、植本副議長に対する不信任決議案は不適切であります。

2年前の同じ6月議会で、生活保護費不正受給事件の責任を負って、中間市議会は任期半ばで解散いたしました。今回は、議長に続く、副議長に対する不信任決議案が出されました。事の真偽は別として、不信任決議案は重く、責任のあるものであります。立て続けに不信任決議案が出されたこと自体が、議会全体の責任であることは間違いありません。今回の不信任決議案を受け、議会全体の責任のとり方を考えなくてはなりません。また、責任をとらなくてはならないと思っております。

そのためには、まず政治倫理条例をより明確に厳しいものに改めるとともに、今の19議席から半分の10議席に削減する条例を早急につくった後、再度、議会を解散することこそ、我々中間市議会の責任のとり方ではないでしょうか。9議席削減であれば、市民も解散することに納得してくれるはずです。何よりこの不信任決議案を出した議員は、賛同してくれるに違いありません。これを私は中間市議会に強く求め、植本副議長に対する不信任決議案には反対いたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

決議案第1号植本種實副議長に対する不信任決議案に対して、日本共産党中間市会議員

団を代表して反対意見を申し述べます。

今回のこの決議案は、さくら館の運営に関しての植本副議長の一連の関与を問題とするものです。この問題の根源にあるのは、こうして指摘された一連の行為が事実とした場合に、中間市政治倫理条例に照らして抵触するのかどうかだと思います。

中間市政治倫理条例は、市長等及び市議会議員の政治資質とその行動について規範を求めています。そしてその第2条で、政治倫理基準という判断基準を定め、五つの角度から具体的に違反例を指し示し、その基準での遵守を義務づけています。

今回の副議長の一連の行動は、このどれに抵触するのでしょうか。5項目一つ一つに照らしてみても、今回の行為のどれも違反行為に該当すると断定し得るものではないと思います。

また、この不信任決議案はさくら館の理事の中の一部有志の訴えにより出されたようですが、中間市政治倫理条例には、施行規則があり、その中で政治倫理審査会が調査請求に基づいて機能するようになっています。市民からの訴えについて、その内容をこうした審査会を通して、事前に検討することなく、訴えの内容だけを一方的事実としてなされるこのような不信任決議案は議会の対応としても問題があるのではないのでしょうか。むしろ訴え出た有志に対して、審査会への調査請求を促し、事実関係を第三者の立場から明らかにさせ、その結果を踏まえての結論から対応するのが議会としてのとるべき対応と言えるのではないのでしょうか。

今回の事態から名指しをされた副議長の側から名誉毀損での司法への訴えも検討されているようですが、そうなりますとそうした司法の判断結果にも影響を及ぼしかねない先走った決議となります。議会にはもう少し冷静な対応が求められていると思います。

また、提案者が現在の政治倫理条例に問題ありと判断されているのであれば、その内容の変更に取り組むべきだと思います。以上により、今回の決議案には反対をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号植本種實副議長に対する不信任決議を起立により採決いたします。
本決議案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、決議案第1号は否決されました。

植本種實君の入場を認めます。

（副議長入場）

○議長（堀田 英雄君）

植本種實君に申し上げます。決議案第1号は否決されました。

日程第3. 常任委員の所属変更

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、常任委員の所属変更を議題といたします。

市民厚生委員の米満一彦君から総合政策委員に、総合政策委員の中野勝寛君から市民厚生委員にそれぞれ委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。米満一彦君及び中野勝寛君からの申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員会の所属を変更することに決しました。

日程第4. 同意案第1号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、同意案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第1号中間市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員でございます竹内稔氏の任期が、平成27年6月21日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

また、井上太一君から身体の故障のため投票をすることが困難であることを理由に、代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたしました。

投票補助者に事務局職員熊谷浩二君及び船元幸徳君を指名いたします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2 番	植本 種實議員	3 番	田口 善大議員
4 番	小林 信一議員	5 番	宮下 寛議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
10 番	中尾 淳子議員	11 番	山本 慎悟議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	下川 俊秀議員	17 番	井上 太一議員

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に草場満彦君及び佐々木晴一君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対ゼロ票でございます。以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第1号については同意することに決しました。

日程第5. 同意案第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、同意案第2号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第2号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会の委員であります左京邦彦氏の任期が、平成27年6月16日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして教育行政に高い識見を有しておられます齊田彰道氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第2号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（堀田 英雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

また、井上太一君から身体の故障のため投票することが困難であることを理由に、代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。

投票補助者に事務局職員熊谷浩二君及び船元幸徳君を指名いたします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

2 番 植本 種實議員

3 番 田口 善大議員

4 番 小林 信一議員

5 番 宮下 寛議員

6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
10 番	中尾 淳子議員	11 番	山本 慎悟議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	下川 俊秀議員	17 番	井上 太一議員
19 番	米満 一彦議員		

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中尾淳子さん及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成15票、反対2票。以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第2号については同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 承認第4号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第6、承認第4号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第4号、平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成27年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

平成26年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては8,890万円、また歳出総額にあつては5億850万円となり、差し引き4億1,960万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出については2款前年度繰上充用金に、また歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ4億1,962万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,306万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、8,520万円の黒字決算となっております。

今後におきましても、未収債権の回収に鋭意取り組んでまいります。ご審議の上、ご承認賜われますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第7. 承認第5号

日程第8. 承認第6号

日程第9. 承認第7号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、承認第5号から日程第9、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第5号、承認第6号及び承認第7号につきましては関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴いまして、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、同法の施行日が本年4月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりまして、市議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、承認第5号の市税条例等の改正でございますが、軽自動車税におきましては、税制改正に伴い、三輪及び四輪にあつては今年度から、またそれ以外の二輪等にあつては

1年延長し、平成28年度から税率を引き上げることといたしております。

また、普通自動車と同様グリーン化特例を導入することとし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、車両番号の指定を受けた場合、平成28年度の軽自動車税を区分に応じて軽減することといたしております。

次に、市県民税におきましては、ふるさと納税の拡充といたしまして、市県民税の寄附金控除の基礎となる地方団体に対する寄附金につきまして、特例控除の限度額を1割から2割に引き上げることとし、また給与所得者等の一定の方につきましては、確定申告を不要とする特例制度を設けております。

次に、固定資産税におきましては、「わがまち特例」の拡充といたしまして、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等にあつて、都市再生緊急整備地域のものは課税標準を5分の3に、特定都市再生緊急整備地域のものは課税標準を2分の1にすることとし、また管理協定が締結された津波避難施設にあつては、課税標準を2分の1にすることといたしております。

さらに、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅にあつては、税額を3分の1にする制度を設けております。

最後に、たばこ税におきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、4段階で縮減廃止を行うことといたしております。

次に、承認第6号の都市計画税条例の改正でございますが、平成27年度からの都市計画税におきまして、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例措置につきまして、「わがまち特例」を導入した上で、その特例措置期限を2年間延長するものでございます。

その詳細といたしましては、本特例に係る課税標準の額の算出につきまして、都市再生緊急整備地域にあつては5分の3の割合を、また特定都市再生緊急整備地域にあつては2分1の割合を、本来の課税標準額に乗じて得た額とするものでございます。

最後に、承認第7号の国民健康保険税条例の改正でございますが、まず平成27年度からの国民健康保険税におきまして、税額の限度額を引き上げるものでございます。

その詳細といたしましては、限度額につきまして医療給付費分にあつては「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金分にあつては「16万円」から「17万円」に、また介護納付金分にあつては「14万円」から「16万円」に引き上げるものでございます。

次に、低所得の世帯に対します軽減措置の拡充といたしまして、5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準の算出におきまして、1人当たりの加算額を5割軽減にあつては「24万5,000円」から「26万円」に、また2割軽減にあつては「45万円」を「47万円」に引き上げ、国民健康保険税の負担の軽減を図ることといたしております。

なお、改正条例の施行日につきましては、地方税法の改正にあわせました施行日としております。

ご審議の上、ご承認賜われますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10．第29号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第29号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第29号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

先ほどご報告いたしましたとおり、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産一覧表への記載勧告がイコモスよりなされました。今後は、7月の世界遺産委員会における決定に向けて、全力で取り組みを推進してまいりますので、引き続き議会の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。

遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録を起爆剤といたしまして、本市における観光施策を展開をするためのさまざまな事業を本年度予算に盛り込んでいるところでございますが、新たな観光振興を事業計画いたしましたことから、今回、補正予算を提出いたしております。

その計画内容でございますが、唐戸の県道沿いの用地に、筑豊電鉄において実際に走行しておりました電車の車両を設置し、本市の観光スポットとして整備するというものでございます。

今回の補正予算では、その車両設置に向け、候補地の地質調査及び工事費等の設計業務委託料といたしまして、歳出に440万円を計上いたしております。この歳出の財源となる歳入でございますが、全額、国からの地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生交付金となっており、本市の財政負担はございません。

こうした事業を積極的に展開することによりまして、「世界遺産のあるまちなかま」として、地方創生への取り組みをさらに推進してまいります。

以上により、歳入歳出それぞれ440万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,950万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第29号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第30号議案

日程第12. 第31号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第30号議案及び日程第12、第31号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第30号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成24年4月に公布されました「国民健康保険法の一部を改正する法律」の一部が平成27年4月1日に施行されたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、国民健康保険法におきまして、保険者の財政基盤強化策としまして、所得の少ない方の数に応じて、国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度が平成27年度から恒久化されたことに伴いまして、同法に規定される条の繰り下げが行われましたことから、条例におきまして同法を引用している部分を改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は平成27年4月1日から適用することといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第31号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が、平成27年4月10日に公布及び施行され、低所得者の介護保険料の軽減を目的として、公費を投入することとされたことに伴うものでございます。

主な改正内容といたしましては、介護保険法施行令におきまして、第1号被保険者のうち同令第38条第1項第1号及び第39条第1項第1号に規定する、いわゆる第1段階に該当する方について、基準額に乗じる割合を第1段階の保険料率から0.05を超えない範囲で市町村の定める割合を減じて得た割合とすることとされましたことから、基準額に乗じる割合を0.05引き下げて0.55から0.5とし、第1段階保険料額について、月額では3,178円から2,889円に、年額では3万8,142円から3万4,674円に

引き下げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成27年7月1日とし、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令と同様に、平成27年度分の保険料から適用することといたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第13、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、植本種實君及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 植 本 種 實

議 員 米 満 一 彦